

「品川区景観審議会」区民委員の公募に関する募集要領

1. 目 的

地域の個性および文化的な特色を活かした魅力的な景観の形成を図り、潤いと安らぎのある快適なまちづくりに寄与することを目的に、平成２２年に品川区景観条例が制定され、良好な景観の形成に関する重要な事項を調査審議するために、品川区景観審議会を設置しております。品川区景観審議会では、客観性および公平性の確保、多様な視点を取り入れるため、区民委員を募集します。

2. 募集人数

１名

3. 任 期

令和８年７月～令和１０年７月（予定）

4. 内 容

- ①景観審議会への出席（年６回程度 品川区役所で開催予定）
- ②景観審議会での区民の立場での意見や提言

5. 委員構成

学識経験者、区内景観関係団体の構成員、区民委員 計９名程度

6. 応募資格

次のすべてにあてはまる方

- ①品川区在住であること
- ②１８歳以上であること（令和８年４月１日現在）
- ③平日の昼間に行われる景観審議会に出席ができること

7. 応募方法

持参、郵送、ＦＡＸのいずれかの方法にて提出書類①②を都市計画課へ提出
もしくは品川区電子申請サービスから応募

8. 提出書類

- ①申込用紙
- ②作文

テーマ「良好な景観づくりに必要なこと」

(800 字以上 1000 字以内で記入)

※申込用紙・作文用紙は都市計画課窓口で配布するほか、区ホームページからもダウンロードできます。

9. 応募期間

令和7年11月1日(土)～令和7年12月1日(月)

※最終日は17時までに品川区都市環境部都市計画課景観担当必着

10. 選考方法

提出いただいた応募書類をもとに選考を行い、結果は令和8年1月中旬に書面で通知いたします。

11. スケジュール(予定)

令和7年

11月1日から12月1日 公募期間

12月上旬 選考委員会

令和8年

1月中旬 選考結果通知送付

6月頃 区民委員への説明

7月 審議会一回目参加

12. その他

- ・ 選考の経緯・経過等については非公開です。
- ・ 提出いただいた書類は返却できませんので、ご了承ください。
- ・ 応募いただいた際の個人情報、本目的以外には一切使用いたしません。
- ・ 景観審議会の活動参加にあたり、配慮の必要な内容がある場合は、その旨を申込用紙にご記入ください。
- ・ 景観審議会出席の際には、区の規定による報酬をお支払いします。

12. 申込先

〒140-8715 品川区広町2-1-36 本庁舎6階

品川区 都市環境部 都市計画課 景観担当

電話：03-5742-6534 FAX：03-5742-6889